名古屋港管理組合建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、循環型社会の形成を目指し、名古屋港管理組合が実施するすべての 工事における建設副産物の発生抑制、リサイクルの推進及び適正処理の推進を実現する ため、設計段階から一貫したリサイクルガイドラインのシステムを構築することを目的 とする。

(適用節囲)

第2条 この要綱は、名古屋港管理組合が実施するすべての工事(以下「工事」という。) について適用することとし、工事を担当する部署(以下「発注者」という。)、検査を担当する職員(以下「検査員」という。)、設計業務を受注する業者(以下「設計受注者」という。)、工事を受注する業者(以下「受注者」という。)、工事監理業務を受注する業者(以下「監理受注者」という。)など工事に関わるすべての組織、関係者に対して遵守を求める。

(基本方針)

- 第3条 工事の設計、積算、施工に当たっては、次に掲げる各号の基本方針により建設副 産物に係る総合的対策を適切に実施しなければならない。
 - 一 建設副産物の発生抑制に努めること。
 - 二 発生した建設副産物については、再使用、再資源化、及び減量化に努めること。
 - 三 再使用、再資源化、減量化できないものについては、適正処理に努めること。
 - 四 工事において資材を使用する場合は、貴重な資源の保護、資源リサイクルの推進及 びグリーン購入普及の観点から、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法 律」(平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。)の遵守などリ サイクル資材の使用に努めること。

(発注者の責務)

- 第4条 発注者は建設副産物の発生抑制、リサイクル、適正処理を推進するため、工事費 について必要な経費を計上しなければならない。
- 第2章 概略設計・予備設計・基本設計段階の計画

(概略設計・予備設計・基本設計段階での総合配慮)

- 第5条 工事の概略設計・予備設計・基本設計に当たっては、建設副産物の発生抑制のための工法選択、発生土搬出量縮減のための方策、多量に発生する建設副産物の処理方針等を総合的に勘案して設計を進めなければならない。
- 第3章 詳細設計・実施設計段階の計画

(詳細設計・実施設計段階での総合配慮)

- 第6条 設計受注者は、工事の詳細設計・実施設計に当たり建設副産物の発生抑制、リサイクルの推進、リサイクル資材の利用促進等を総合的に勘案して進めなければならない。 (発生土、受入土についての調整)
- 第7条 発生土及び受入土の情報を建設発生土情報交換システムに載せるため、詳細設計・実施設計の設計受注者は、工事期間が定まっている場合は、受注後できる限り早期

に、また工事期間の定まっていない場合は、成果物の納入時期までに、ボーリング調査、 現地調査及び設計の内容から、別表1に定められた事項を整理し発注者に提出しなけれ ばならない。 なお、工区を区分して工事が実施されることが想定される場合は、発注 者と相談の上、工区単位の発生土及び受入土の情報を提出しなければならない。

2 発注者は、その情報を基に、建設発生土情報交換システムに登録し、できるだけ工事間の発生土の流用について調整を行い、積算に反映させるようにしなければならない。

第4章 精算段階の計画

(積算段階の配慮等)

第8条 発注者は、「リサイクル原則化ルール」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。)、グリーン購入法及びこの要綱の趣旨に従って積算しなければならない。

(リサイクル阻害要因説明書の作成)

- 第9条 発注者は、積算の内容が別表2の事項に該当するときは、積算段階のリサイクル 阻害要因説明書(様式3)を作成しなければならない。
- 2 発注者は前項のリサイクル阻害要因説明書を作成した場合は、建設部技術管理課技術管理係へ、速やかに送付しなければならない。

第5章 施工段階の取扱方針

(受注者及び監理受注者の遵守 青務)

- 第10条 受注者及び監理受注者は、資材の調達及び建設副産物の処理に当たって、この 要綱によるほか、次の法令等を遵守しなければならない。
 - 一 資源の有効な利用の促進に関する法律
 - 二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
 - 三 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
 - 四 建設副產物適正処理推進要綱
 - 五 グリーン購入法
 - 六 工事の場所が名古屋市の区域にあっては「名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び 資源化の促進に関する条例」(以下「名古屋市産業廃棄物条例」という。)及び「名 古屋市産業廃棄物処理指導要綱」、それ以外の区域にあっては「廃棄物の適正な処理 の促進に関する条例」(以下「愛知県産業廃棄物条例」という。)及び「愛知県産業 廃棄物適正処理指導要綱」

(受注者の全体把握)

第11条 受注者は、当該工事で発生するすべての建設副産物について、自らの責任で処理又は処分を行い、その状況を把握しなければならない。また、下請負人を使用する場合は、建設リサイクル法第12条第2項の規程により届け出られた事項について下請負人に告知しなければならない。なお、告知は書面にて行なうこととし、写しを発注者に提出しなければならない。(様式5)

(資材搬入の注意事項)

- 第12条 受注者は、資材搬入に対して、協力業者も含めて次の事項について配慮しなければならない。
 - 現場への資材の搬入量が過大にならないよう努めること。

- 二 造作材、型枠等の工場加工、ボード類の実寸搬入(プレカット)などにより、現場 加工の低減に努めること。
- 三 現場への資材搬入は、できるだけパレット、ラック、コンテナ等を利用し、こん包 状態での搬入を避けるよう努めること。
- 四 養生材、こん包材はできるだけ簡素化し、再利用できるものを使用するよう努める こと。

(建設廃棄物の分別収集)

第13条 受注者は、協力業者が排出するものも含めて、できるだけ別表3の区分により 分別収集するように努めなければならない。ただし、現場条件により、分別収集が困難 な場合は、中間処理施設に搬入し、分別、再資源化に努めなければならない。 なお、 コンクリート、アスファルト、木材については必ず分別し、再資源化しなければならない。

(工事現場の廃棄物保管施設の構造基準等)

- 第14条 受注者は、工事現場に廃棄物保管施設を設置する場合は、「廃棄物の処理及び 清掃に関する法律」の規定を遵守するほか、以下の事項を遵守しなければならない。
 - 一 現場の敷地の周囲には、みだりに人が立ち入ることを防止することのできる囲いを 全周に設け、現場の敷地の出入口には、施錠できる門扉を設けられていること。
 - 二 廃棄物保管場所の見やすい箇所に、「産業廃棄物の保管施設」であること、及び施設設置者名、産業廃棄物の種類、管理者名、連絡先を表示する立札その他の設備が設けられていること。
 - 三 保管した廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに、悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。
 - 四 分別収集した廃棄物の種類ごとにコンテナ等の容器を設け、容器ごとに廃棄物の種類を明示すること。
 - 五 火災を防止するため、消火器その他消火設備を設けられていること。
 - 六 工事現場での保管は極力短期間とすること。

(工事着手前と完了時の書類提出)

- 第15条 受注者は現場で生じる建設廃棄物の処理に関する計画を策定し、工事着手前に 次の計画書等を発注者に提出しなければならない。また、完了時にはそれぞれの計画書 について実績数字に置き換えた実施書を提出しなければならない。なお、工事着手前に 提出する計画書等は、施工計画書に含め提出することができる。
 - 一 再生資源利用計画書(実施書)(様式1)
 - 再生資源利用計画書(実施書)は、請負金額100万円以上のすべての工事で、(一財)日本建設情報総合センターが管理運営する「建設副産物情報交換システム」(以下、「COBRIS」という。)に登載されたCREDAS機能により作成する。
 - 二 再生資源利用促進計画書(実施書)(様式2) 再生資源利用促進計画書(実施書)は、請負金額100万円以上のすべての工事で、 COBRISに登載されたCREDAS機能により作成する。
 - 三 建設発生土受入地の関係法令に基づく許可証(民間受入地の場合に限る。)の写し
 - 四 収集運搬、処分業者の許可証の写し
 - 受注者が契約した収集運搬業者及び処分業者のもの。
 - 五 廃棄物処理委託契約書の写し

受注者が収集運搬業者及び処分業者と契約したもの。

- 六 受注者が契約した処分場までの運搬ルート図
- 七 マニフェスト管理台帳
- 八 公共工事特定調達物品等実績表
- 九 再資源化等報告書(様式4) 建設リサイクル法の対象工事のみ作成する。
- 十 大規模建設工事の産業廃棄物処理計画書の写し及び大規模建設工事の産業廃棄物処理 理状況報告書の写し

名古屋市産業廃棄物条例の対象とする延べ床面積1,000m²以上の建築物の解体工事で作成する。

- 十一 建設汚泥再生利用計画届出書の写し建設汚泥再生利用状況報告書の写し 名古屋市産業廃棄物条例の対象とする建設汚泥の再生利用を行う工事で作成する。
- 十二 特定産業廃棄物等保管届出書(又は特定産業廃棄物保管届出書)の写し 名古屋市産業廃棄物条例又は愛知県産業廃棄物条例の対象とする産業廃棄物等を屋 外で100m²以上保管する場合の工事で作成する。
- 2 前項第一号及び第二号の計画書(実施書)については、個々の実態に基づいて、求められている単位に換算して記入するものとする。ただし、実態値がない場合は別表 4 の値を参考に換算して記入するものとする。
- 3 発注者は、第1項で提出された再生資源利用計画書(実施書)、再生資源利用促進計画書(実施書)の記入漏れや誤記などがないことを確認するものとする。

(リサイクル状況の集約への協力)

- 第16条 リサイクル状況の集約を容易にするため、受注者は、再生資源利用実施書及び 再生資源利用促進実施書の内容を、COBRISに登録し、工事登録証明書を作成し、発注者 に提出するものとする。
- 2 発注者は、工事登録証明書を受理した時には、チェックリストによりエラーがないことをシステム上で確認することとする。
- 3 受注者は、特定調達物品を集約するため、完了時に公共工事特定調達物品等実績表については、電子データを提出しなければならない。
- 4 第1項で提出された再生資源利用実施書、再生資源利用促進実施書は、建設部技術管理課技術管理係でとりまとめて、愛知県建設部建設企画課再生建設資材グループに報告するものとする。
- 5 前項の提出は、原則として、毎年4月末日を目安に前年度分をまとめて行うこととする。 具体的には、技術管理課からの提出依頼に基づき提出することとする。

(マニフェスト制度の実施)

第17条 受注者は、建設廃棄物の運搬及び処分に当たって、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守し、マニフェスト制度による産業廃棄物管理票(マニフェスト)の処理を行うものとする。

第6章 検査時の対応

(発注者及び検査員の役割)

第18条 工事の設計段階において発注者は、第5条及び第6条に規定する総合配慮に基づいて設計業務の成果物が作成されていることを確認することとする。

- 2 工事の施工段階において発注者は、建設廃棄物の処理が適正に進められ、第15条に 規定する書類が作成されていることを確認することとする。
- 3 前2項の確認の他、検査員は、建設廃棄物の処理が適正に進められていることを確認 することとする。

第7章 その他

(要綱の管理)

第19条 この要綱の管理は、建設部技術管理課技術管理係が対応する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成22年10月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成30年7月1日から実施する。

別表1 (第7条関係)

発生土及び受入土についての諸元

- 1 工事場所(住所)
- 2 工事の種類
- 3 工事名
- 4 搬出、搬入の別
- 5 搬入予定量、搬出予定量
- 6 搬入の場合の使用目的
 - ①路床土
 - ②路体、築堤盛土
 - ③埋立て土
 - 4) その他
- 7 搬出の場合の発生土情報
 - ①砂、礫質土
 - ②岩
 - ③粘性土
 - 4)泥土
 - ⑤その他
- 8 発生時期の予定

9 工程調整のための仮置場の有無

別表2(第9条関係)

リサイクル阻害要因説明書を作成する場合の基準

- 1 300㎡以上の建設発生土を自由処分又は最終処分する場合
- 2 建設汚泥及び建設混合廃棄物を工事現場から直接最終処分する場合
- 3 土砂等利用工事において購入材(新材)を使用する場合
- 4 砕石の使用工事において新材を使用する場合(ただし、仮設工事、路盤工で供用する 箇所及び再生材が飛散して周辺の土地利用に障害が発生するおそれがある箇所は除外 する。)
- 5 アスファルト混合物の使用工事において新材を使用する場合(ただし、表層、基層工 に改質材を使用する場合等の再生品を使用できないものは除外する。)
- 6 本ガイドラインで現場若しくは再資源化施設での資源化又は再生資源の現場での利用 となっている物品について、焼却又は最終処分を行う場合
- 7 現場内で分別が行えない場合

別表3 (第13条関係)

建設副産物の分別区分

一 コンクリート塊(安定型産業廃棄物)

処理方針:再資源化施設に搬入する。

二 アスファルトコンクリート塊 (安定型産業廃棄物)

処理方針:再資源化施設に搬入する。

三 木材 (管理型産業廃棄物)

処理方針:再資源化施設に搬入する。

四 金属くず(鉛製は管理型産業廃棄物、それ以外は安定型産業廃棄物)

処理方針:鉄筋くず、金属加工くず、ボルト類、電線、番線等は有価物として処分 する。 有価物として処分できない場合は、できるだけ再資源化に努め、 やむを得ないもののみ、適正処理を行う。

なお、鉛製の管、又は板、廃容器包装(注)は、他の金属と区分して収集し、管理型最終処分場で処分する。

五 飲み物等の空き缶 (安定型一般廃棄物)

処理方針:有価物として処分する。有価物として処分できない場合は、再資源化施 設に搬入する。

六 ダンボール等(管理型産業廃棄物)

処理方針:有価物として処分する。有価物として処分できない場合は、再資源化施 設に搬入する。

七 燃えるもの (管理型産業廃棄物)

処理方針:できるだけ再資源化に努める。

再資源化できない場合は、焼却処理をする中間施設に搬入し減量化する。

八 燃えない混合産業廃棄物(安定型産業廃棄物)

処理方針:それぞれ、再資源化に努める。

処分する場合、コンクリートくず、アスファルトコンクリートくず、モルタルくず、廃プラスチック類(廃容器包装を除く。)、ガラスくず及び陶磁器くず、 れんがくず等の安定型産業廃棄物のみの混合廃棄物は、安定型最終処分場で処分できる。

しかし、管理型産業廃棄物の混じった混合産業廃棄物は、管理型最終処分場で処分しなければならない。

九 燃えない混合産業廃棄物(管理型産業廃棄物)

処理方針:それぞれ、再資源化に努める。

品目の例示:石こうボード、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、プリント配線板(鉛を含むはんだが使用されているものに限る。)、廃容器包装(注)等

十 生ゴミ、新聞雑誌等の生活ゴミ (一般廃棄物)

処理方針:食事の残さ、弁当がら、新聞雑誌等の一般廃棄物は、産業廃棄物とは別に収集し、地元市町村の分別収集に合わせて分別収集に努める。

注: 廃容器包装とは、固形状又は液状の物の容器又は包装であって廃棄物の処理及び清掃 に関する法律別表第5の下欄に掲げる物質が混入又は付着した物。なお、有害な廃容器 包装は遮断型産業廃棄物となる。

別表 4 建設廃棄物の重量換算時の参考値

	重量換算係数 _{※1} (t/m³)				運搬車両
建設廃棄物 の種類	荷積み状態		実体積による換算	産業廃棄物	· 規模の算 定用密度 ※2
	建廃 ガイドライン値	参考値	参考値	(環境省)	*2 (t/m³)
建設汚泥	1. $2 \sim 1$. 6	1. 4	1. 4	1. 10	_
コンクリート塊	建設廃材	1. 8	2.35(無筋)	1. 48	1. 7
アスファルト コンクリート塊	1. 6~1. 8	1. 8	2. 35	1. 40	1. /
建設発生木材	$0.4 \sim 0.7$	0.5	_	0.55	0.6
建設混合廃棄物	_	_	0. 24~ 0. 30	0.26	_
砕石	_		2. 0		
廃プラスチック 類	_	_	1. 1	0.35	0.4
廃塩化ビニル 管・継手	_	200kg/m3 管・パイプ		_	_
廃石こうボード	_	0.65~ 0.8	_	_	_
紙くず	_	_	0. 5	0.30	
アスベスト			0. 9	0.30	
金属くず		_	_	_	1. 5
ガラス ・陶磁器くず	_	_	_	_	1. 2

※1出典:国土交通省中部地方整備局資料 ※2出典:愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱

草刈りにおける面積あたりの重量換算時の参考値

河川	1. 4 $t/1$, 000 m^2
道路	$0.74 \text{t} / 1, 000 \text{m}^2$